

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、
訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2026合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2026総合講義（入門総合講義テキスト）――			
民法 2	会社法 6	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 8	
不動産登記法 上巻 5	商業登記法 6		
不動産登記法 下巻 5	供託法・司法書士法 8		
2026演習総合講義（演習総合講義テキスト）――			
民法 9	会社法 11	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 13	
不動産登記法 上巻 10	商業登記法 11		
不動産登記法 下巻 10	供託法・司法書士法 12		
2026速習総合講義（速習総合講義テキスト）――			
民法 14	会社法 16	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法 18	
不動産登記法 上巻 15	商業登記法 16		
不動産登記法 下巻 15	供託法・司法書士法 17		
肢別過去問集 平成元年～令和5年			
民法 vol.1 19	不動産登記法 vol.2 22	民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法	
民法 vol.2 20	会社法 23	書士法 24	
不動産登記法 vol.1 21	商業登記法 23		
短答過去問集――			
令和7年度 24			
2026書式ひな形集――			
不動産登記法 25	商業登記法 25		
2026記述問題はじめの一歩――			
記述問題はじめの一歩 26			
2026記述解法マスター――			
不動産登記法 26			
商業登記法 26			

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	上から3行目	一部の行為（単に利益を得、又は	一部の行為（単に権利を得、又は	24/9/11
19	下から2行目	cf. 証欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから10年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 証欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから5年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
44	「(カ) 損害賠償」の2行目	少なくとも善意・無重過失の相手方は、	少なくとも善意・無過失の相手方は、	25/4/17
74	「(2) 要件」の③のcf.	cf. 催告をした上で、表権代理の主張をすることもできる	cf. 催告をした上で、表見代理の主張をすることもできる	24/5/22
85	側注3行目	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三債務者はできるが（大判昭15.11.26）、物上保証人は不可（396）	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権そのものの消滅時効の援用については、第三取得者はできるが（大判昭15.11.26）、物上保証人は不可（396）	24/5/22
86	「(1) 遷及効がある(144)」の2行目	→取得時効：事項の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	→取得時効：時効の基礎たる事実の開始時（最判昭35.7.27）	24/7/31
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/9/10
100	下から4行目	権利行使することができることを知った時（166 I ②）	権利行使することができることを知った時（166 I ①）	24/5/22
100	下から1行目	知った時（債権者が誰であるかを知ったことをも含む）	知った時（債務者が誰であるかを知ったことをも含む）	24/5/22
112	下から1～2行目	→Bを相手方とする ※ Cは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→B及びCを相手方とする	25/12/10
165	「2. 共有者の権利」(1)の4行目	cf. 共有物全体を処分することはできない（251）	cf. 共有物全体を処分することはできない（251 I）	24/5/22
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
174	側注1行目	<input checked="" type="checkbox"/> 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
189	表のタイトル	法定担保物権と約定担保 物件 の比較	法定担保物権と約定担保 物権 の比較	25/5/21
235	上から3つ目の側注の下から2行目	る（大決昭7.8.9、	る（大決昭7.8.29、	25/2/26
254	下から5行目	保証人に当該 恨 抵当権が一部移転し	保証人に当該 根 抵当権が一部移転し	24/11/6
295	上から5つ目の側注10行目	えに 借入れ今 が責任	えに 借入金 が責任	24/10/16
354	上から2つ目の側注	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人の1人が債権者に対して反対債権を有している場合（相殺権を援用していない場合に限る）には、他の連帯保証人も、その反対債権の限度で、履行を拒むことができる（439 II）	〈削除〉	25/2/26
390	上から7行目	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在・不適合 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	cf. 追完請求、損害賠償請求は認められていない（損害賠償請求については、568 IIIが債務者が物又は権利の 不存在 を知りながら申し出なかったとき、債権者が物又は権利の 不存在 を知りながら競売を請求したときに例外を認めている）	25/4/17
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアの(ウ)	(ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウの(イ)	(イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が溯及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
482 483	下から 2 行目	∴ 父の死後、強制認知により準正が生じても、認知の時から準正の効果が生ずると、その子は非嫡出子としての相続分を受けるだけで、認知が父母の死亡の前か後かにより相続分に違いが生ずることになってしまう	〈削除〉	25/3/19
484	「2. 養子」の(1)のイの(ウ)の 1 ~ 2 行目	i 配偶者のある者が成年者を養子とするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	i 配偶者のある者が縁組をするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	25/8/13

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
80	小見出し「(キ)」	(キ) 遺産分割による贈与	(カ) 遺産分割による贈与	24/11/6
80	小見出し「(ク)」の見出し及び本文すべて	(ク) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人 A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/10
81	小見出し「(ケ)」	(ケ) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
136	「3. 申請人」の本文1～2行目	旧代表者を登記義務者とする同申請による(60)	旧代表者を登記義務者とする共同申請による(60)	24/11/6
151	「(1) 意義」の1つ目の「ex.」の2行目	その後、Bは不動産を取得し	その後、Aは不動産を取得し	24/11/6
242	「2. 転抵当」の(1)(2)の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)(3)の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち5,000万円分）転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち金5,000万円分）転抵当」	25/12/10
284	「先例 平8.4.23民三814号」の本文1行目	抵当証券が発行されている共同担保物権の一部について	抵当証券が発行されている共同担保物件の一部について	25/5/21

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																
45	「(3) 申請人」の本文1行目	債権者を登記権利者、仮登記名義人を登記義務者とする共同申請	債権者を登記権利者、所有權登記名義人を登記義務者とする共同申請	25/5/21																																
80	「第2. 先取特権移転」の1.(2)の⋮	⋮ 債権者保護のための法定担保物件=	⋮ 債権者保護のための法定担保物権=	25/5/21																																
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: right;">任意 許容特約※</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約</td> </tr> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	任意 許容特約※	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">債権</td> <td>賃借権</td> <td>不可 借地権注意</td> <td>不可</td> <td>任意</td> <td>必要 賃料</td> <td>任意</td> <td>任意 許容特約</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: right;">任意 許容特約※</td> </tr> <tr> <td>配偶者 居住権</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</p>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	任意 許容特約※	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約	25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	任意 許容特約※																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約																													
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	任意 許容特約※																												
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約																													

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																
188	「先例 判決による登記の可否」の③4行目	∴ 判決による登記であっても、是正前後に同一性が	∴ 判決による登記であっても、更正前後に同一性が	25/2/26																
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入 ◆登録免許税 <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>金</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>金</td> <td>29,600円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>金</td> <td>77,600円</td> </tr> </table>	土地	金	48,000円	建物	金	29,600円	合計	金	77,600円	土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入 $48,090\text{円} + 29,600\text{円} = 77,690\text{円}$ 合計 金 77,600円	25/9/10							
土地	金	48,000円																		
建物	金	29,600円																		
合計	金	77,600円																		
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td colspan="2">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td>+ 審査請求人に通知</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> <td></td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">登記官 供託官</td> <td colspan="2">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td>+ 審査請求人に通知</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし： 5日以内に審査庁に送付</td> <td></td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付		25/12/10
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																			
	+ 審査請求人に通知																			
理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																			
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																			
	+ 審査請求人に通知	+ 審査請求人に通知																		
理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし： 5日以内に審査庁に送付																			

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ⋮ (オ) 払込み	(オ) 種類株主総会 ⋮ (カ) 払込み	25/6/18
291	「1. 場屋営業者」の本文3～6行目	損害賠償責任を免れることができない(594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(595)	損害賠償責任を免れることができない(596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない(597)	25/11/12

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 XI)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない(会33 XI)	25/7/9
140	「3. 効力の発生」の本文3～4行目	株式会社は、権利行使期間の初日の2週間前までに、	株式会社は、効力発生日後遅滞なく、	25/7/9

頁	訂正箇所	誤					正					更新日				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	取締役非設置会社					取締役会設置会社	取締役会非設置会社								
		各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	各自代表		定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合						
486 ~ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	印鑑届書記載事項等一覧表					印鑑届書記載事項等一覧表					25/7/9				
		印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者	印鑑提出者					
		商号使用者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(⑧に掲げる者を除く。)	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(⑪に掲げる者を除く。)	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人(法人である場合を除く。)	(4) 支配人を選任した商人(会社である場合を除く。)	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者(⑧に掲げる者を除く。)	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人(以下「管財人等」という。)(法人である場合を除く。)	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者(当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者)に限る。)	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(⑪に掲げる者を除く。)

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日												
107	表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #90EE90; color: black;">職権証拠調べ (207)</td> <td style="border: none;">できる</td> <td style="border: none;">できない</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90; color: red;">補充制</td> <td style="border: none;">ない</td> <td style="border: none;">ない</td> </tr> </table>	職権証拠調べ (207)	できる	できない	補充制	ない	ない	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #90EE90; color: black;">職権証拠調べ (207)</td> <td style="border: none;">できる</td> <td style="border: none;">できない</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90; color: red;">補充性</td> <td style="border: none;">ない</td> <td style="border: none;">ない</td> </tr> </table>	職権証拠調べ (207)	できる	できない	補充性	ない	ない	25/11/12
職権証拠調べ (207)	できる	できない														
補充制	ない	ない														
職権証拠調べ (207)	できる	できない														
補充性	ない	ない														

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから10年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから5年で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限には服さない	25/12/10
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」(167)の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166)の文言)	25/9/10
112	下から1～2行目	→Bを相手方とする ※ Cは賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→B及びCを相手方とする	25/12/10
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の1～2行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注1行目	<input checked="" type="checkbox"/> 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアの(ウ)	(ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウの(イ)	(イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
441	「1. 意義」の本文3～7行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12
484	「2. 養子」の(1)のイの(ウ)の1～2行目	i 配偶者のある者が成年者を養子とするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	i 配偶者のある者が縁組をするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	25/8/13

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
80	小見出し「(キ)」の見出し及び本文すべて	(キ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/18
81	小見出し「(ク)」	(ク) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
242	「2. 転抵当」の(1)(2)の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)(3)の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち5,000万円分）転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち金5,000万円分）転抵当」	25/12/10

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																														
91	表「横断整理！用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権</th> <th>賃借権</th> <th>不可 借地権注意</th> <th>不可</th> <th>任意</th> <th>必要 賃料</th> <th>任意</th> <th>任意 許容特約</th> </tr> <tr> <th>配偶者 居住権</th> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>認容特約 ※</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</td> </tr> </tbody> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※	※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権</th> <th>賃借権</th> <th>不可 借地権注意</th> <th>不可</th> <th>任意</th> <th>必要 賃料</th> <th>任意</th> <th>任意 許容特約</th> </tr> <tr> <th>配偶者 居住権</th> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</td> </tr> </tbody> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め								25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※																																											
※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め																																																		
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																																											
※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め																																																		
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">◆登録免許税</td> </tr> <tr> <td>土 地 金</td> <td>48,000 円</td> </tr> <tr> <td>建 物 金</td> <td>29,600 円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金</td> <td>77,600 円</td> </tr> </table>	◆登録免許税		土 地 金	48,000 円	建 物 金	29,600 円	合 計 金	77,600 円	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p style="color: red;">$48,090 \text{ 円} + 29,600 \text{ 円} = 77,690 \text{ 円}$</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合 計 金 77,600 円</td> </tr> </table>	合 計 金 77,600 円		25/9/10																																				
◆登録免許税																																																		
土 地 金	48,000 円																																																	
建 物 金	29,600 円																																																	
合 計 金	77,600 円																																																	
合 計 金 77,600 円																																																		
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">登記官 供託官</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td style="background-color: #FFFFCC;">理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">登記官 供託官</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td style="background-color: #FFFFCC;">理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付	25/12/10																														
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																																																	
	+ 審査請求人に通知																																																	
理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付																																																
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																																																	
	+ 審査請求人に通知																																																	
理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付																																																

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ⋮ (オ) 払込み	(オ) 種類株主総会 ⋮ (カ) 払込み	25/6/18
291	「1. 場屋営業者」の本文3~6行目	損害賠償責任を免れることができない (594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない (595)	損害賠償責任を免れることができない (596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない (597)	25/11/12

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																				
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会33 XI)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会33 XII)	25/7/9																				
140	「3. 効力の発生」の本文3~4行目	株式会社は、 権利行使期間の初日の2週間前までに 、	株式会社は、 効力発生日後遅滞なく 、	25/7/9																				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">取締役非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </table>		取締役非設置会社				取締役会設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">取締役会非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </table>		取締役会非設置会社				取締役会設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	25/9/10
	取締役非設置会社				取締役会設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				
	取締役会非設置会社				取締役会設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
486 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商号使用者</td></tr> <tr><td>未成年者</td></tr> <tr><td>後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人</td></tr> <tr><td>後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	商号使用者	未成年者	後見人（法人である場合を除く。）	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	支配人	後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	会社の代表者 (法人である場合を除く。)	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 商号使用者</td></tr> <tr><td>(2) 未成年者</td></tr> <tr><td>(3) 後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(5) 支配人</td></tr> <tr><td>(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人（法人である場合を除く。）	(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)	(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	25/7/9
印鑑提出者																																
商号使用者																																
未成年者																																
後見人（法人である場合を除く。）																																
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
支配人																																
後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																
印鑑提出者																																
(1) 商号使用者																																
(2) 未成年者																																
(3) 後見人（法人である場合を除く。）																																
(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
(5) 支配人																																
(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
(8) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
(9) 会社の代表者が法人におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
107	表	職権証拠調べ (207) 補充制	できる ない	できない ない	職権証拠調べ (207) 補充性	できる ない	できない ない	25/11/12

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から 2 行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから 10 年で消滅時効にかかる。126 条の 5 年の期間制限には服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのときから 5 年で消滅時効にかかる。126 条の 5 年の期間制限には服さない	25/12/10
87	「論点・時効学説」の「問題の所在」2 行目	(「取得」(162)・「消滅」(167) の文言)	(「取得」(162)・「消滅」(166) の文言)	25/9/10
112	下から 1 ~ 2 行目	→ B を相手方とする ※ C は賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→ B 及び C を相手方とする	25/12/10
173	「(1) 所有者不明土地管理人の権限」の 1 ~ 2 行目	所在者不明土地管理人が選任された場合、所在者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所在者不明土地管理人に専属する	所有者不明土地管理人が選任された場合、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は、所有者不明土地管理人に専属する	25/6/18
174	側注 1 行目	<input checked="" type="checkbox"/> 所在者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者不明土地管理人とは異なり、土地等の管理処分権は、管理不全土地管理人に専属しない	25/6/18
426	「3. 委任契約の効力」の(2)のアの(ウ)	(ウ) 受任者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(ウ) 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき又は委任が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
429	「4. 効力」の(2)のウの(イ)	(イ) 受寄者の責めに帰すべからざる事由により履行の途中で終了したとき	(イ) 寄託者の責めに帰することができない事由によって寄託事務の履行をすることができなくなったとき又は寄託が履行の中途中で終了したとき	25/8/13
441	「1. 意義」の本文 3 ~ 7 行目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12
484	「2. 養子」の(1)のイの(ウ)の 1 ~ 2 行目	i 配偶者のある者が成年者を養子とするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	i 配偶者のある者が縁組をするには、原則として配偶者の同意が必要 (796)	25/8/13

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
80	小見出し「(キ)」の見出し及び本文すべて	(キ) 共同相続登記の有無による登記申請手続の差異 共同相続人A B間において、甲土地はAが取得… <以下略>	<削除>	25/9/18
81	小見出し「(ク)」	(ク) 相続登記に関する発展知識	(キ) 相続登記に関する発展知識	25/9/10
242	「2. 転抵当」の(1)(2)の3行目	→登記原因=「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因=「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)(3)の3行目	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち5,000万円分）転抵当」	→登記の目的=「1番抵当権の一部（金1億円のうち金5,000万円分）転抵当」	25/12/10

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																														
91	表「横断整理！ 用益権の登記事項」の行「配偶者居住権」の右から1列目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権</th> <th>賃借権</th> <th>不可 借地権注意</th> <th>不可</th> <th>任意</th> <th>必要 賃料</th> <th>任意</th> <th>任意 許容特約</th> </tr> <tr> <th>配偶者 居住権</th> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>認容特約 ※</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</td> </tr> </tbody> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※	※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権</th> <th>賃借権</th> <th>不可 借地権注意</th> <th>不可</th> <th>任意</th> <th>必要 賃料</th> <th>任意</th> <th>任意 許容特約</th> </tr> <tr> <th>配偶者 居住権</th> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>必要</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>任意 認容特約※</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め</td> </tr> </tbody> </table>	債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※	※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め								25/6/20
債権	賃借権	不可 借地権注意		不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																																										
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	認容特約 ※																																											
※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め																																																		
債権	賃借権	不可 借地権注意	不可	任意	必要 賃料	任意	任意 許容特約																																											
	配偶者 居住権	不可	不可	必要	不可	不可	任意 認容特約※																																											
※第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定め																																																		
278	表「登録免許税の端数処理」の下5行	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;">◆登録免許税</td> </tr> <tr> <td>土 地 金</td> <td>48,000 円</td> </tr> <tr> <td>建 物 金</td> <td>29,600 円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金</td> <td>77,600 円</td> </tr> </table>	◆登録免許税		土 地 金	48,000 円	建 物 金	29,600 円	合 計 金	77,600 円	<p>土地と建物の税額を足し、下2桁を「00」にして「合計」に記入</p> <p style="color: red;">$48,090 \text{ 円} + 29,600 \text{ 円} = 77,690 \text{ 円}$</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合 計 金</td> <td>77,600 円</td> </tr> </table>	合 計 金		77,600 円	25/9/10																																			
◆登録免許税																																																		
土 地 金	48,000 円																																																	
建 物 金	29,600 円																																																	
合 計 金	77,600 円																																																	
合 計 金		77,600 円																																																
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">登記官 供託官</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td style="background-color: #FFFFCC;">理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">登記官 供託官</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由あり：相当の処分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td style="background-color: #FFFFCC;">理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </table>	登記官 供託官	理由あり：相当の処分		+ 審査請求人に通知		理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付	25/12/10																														
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																																																	
	+ 審査請求人に通知																																																	
理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付																																																
登記官 供託官	理由あり：相当の処分																																																	
	+ 審査請求人に通知																																																	
理由なし：3日以内に審査庁に送付		理由なし：5日以内に審査庁に送付																																																

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
170	小見出し	(エ) 種類株主総会 ⋮ (オ) 払込み	(オ) 種類株主総会 ⋮ (カ) 払込み	25/9/17
291	「1. 場屋営業者」の本文3~6行目	損害賠償責任を免れることができない (594 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない (595)	損害賠償責任を免れることができない (596 I)。なお、高価品については、客がその種類及び価格を明告してこれを場屋の主人に寄託した場合でなければ、主人はその物品の滅失又は毀損についての損害を賠償する責任を負わない (597)	25/11/12

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																				
9	(注2) 下の表の欠格事由の※書き末尾	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会33 XI)	※右の者は、証明及び鑑定評価をすることができない (会33 XII)	25/9/17																				
140	「3. 効力の発生」の本文3~4行目	株式会社は、 権利行使期間の初日の2週間前までに 、	株式会社は、 効力発生日後遅滞なく 、	25/9/17																				
220	表「取締役・代表取締役の就任登記の添付書類まとめ」のヘッダ行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">取締役非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </table>		取締役非設置会社				取締役会設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">取締役会非設置会社</th> <th rowspan="2">取締役会設置会社</th> </tr> <tr> <th>各自代表</th> <th>定款で代表を定めた場合</th> <th>株主総会で代表を定めた場合</th> <th>互選にて代表を定めた場合</th> </tr> </table>		取締役会非設置会社				取締役会設置会社	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合	25/9/17
	取締役非設置会社				取締役会設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				
	取締役会非設置会社				取締役会設置会社																			
	各自代表	定款で代表を定めた場合	株主総会で代表を定めた場合	互選にて代表を定めた場合																				

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																												
486 ~ 487	表「印鑑届書記載事項等一覧表」の列「印鑑提出者」の左に1列追加	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>商号使用者</td></tr> <tr><td>未成年者</td></tr> <tr><td>後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>支配人</td></tr> <tr><td>後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	商号使用者	未成年者	後見人（法人である場合を除く。）	支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	支配人	後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	会社の代表者 (法人である場合を除く。)	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	<p>印鑑届書記載事項等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 商号使用者</td></tr> <tr><td>(2) 未成年者</td></tr> <tr><td>(3) 後見人（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(5) 支配人</td></tr> <tr><td>(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)</td></tr> <tr><td>(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)</td></tr> <tr><td>(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>印鑑提出者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）</td></tr> <tr><td>(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）</td></tr> <tr><td>(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）</td></tr> <tr><td>(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	印鑑提出者	(1) 商号使用者	(2) 未成年者	(3) 後見人（法人である場合を除く。）	(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）	(5) 支配人	(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)	(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)	(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）	印鑑提出者	(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）	(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）	(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）	(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）	25/9/17
印鑑提出者																																
商号使用者																																
未成年者																																
後見人（法人である場合を除く。）																																
支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
支配人																																
後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																
印鑑提出者																																
(1) 商号使用者																																
(2) 未成年者																																
(3) 後見人（法人である場合を除く。）																																
(4) 支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）																																
(5) 支配人																																
(6) 後見人である法人の代表者 (当該代表者が法人である場合にあっては、当該後見人である法人の代表者の職務を行うべき者)																																
(7) 会社の代表者 (法人である場合を除く。)																																
(8) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る。）																																
印鑑提出者																																
(9) 会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（(8)に掲げる者を除く。）																																
(10) 会社更生法による管財人・保全管理人、保険業法による保険管理人（以下「管財人等」という。）（法人である場合を除く。）																																
(11) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（当該法人の代表者（当該法人の代表者が法人である場合にあっては、当該代表者の職務を行うべき者）に限る。）																																
(12) 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者（(11)に掲げる者を除く。）																																

供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
74	小見出し「(8)」	(8) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	(7) 錯誤による弁済供託の場合〈取戻請求権〉	25/10/22

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

頁	訂正箇所	誤			正			更新日
107	表	職権証拠調べ（207）	できる	できない	職権証拠調べ（207）	できる	できない	25/11/12

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
103	民法総則 問313 (H29-06-ア) の解説 6行目	2025年12月1日に債務承認をしたAは、	2025年12月1日に債務承認をしたBは、	25/1/8
106	民法総則 問326 (H21-05-I) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は更新する。	24/6/26
106	民法総則 問327 (H21-05-オ, R05-17-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
108	民法総則 問336 (H21-05-ウ) の問題末尾	消滅時効は完成しない。	消滅時効は完成が猶予される。	24/6/26
141	物権法 問50 (R02-07-ア) の解説 3行目	にすぎないものは登記の欠餓を主張	にすぎないものは登記の欠缺を主張	24/10/16
145	物権法 問64 (H10-14-I) の解説 2～3行目	かかる登記を対抗要件として捉えているため登記をまだ得ていないAはCに対抗できることになる。	かかる登記を対抗要件として捉えているため、登記をまだ得ていないCに対してAは自己の所有権を対抗することができる。	25/5/21
192	物権法 問216 (S58-12-4, H03-21-1) の問題及び解答解説	動産の売主に取消事由となり得る錯誤があった場合には、買主は、〈以下略〉	〈法改正により削除〉	25/5/21
241	物権法 問364 (H22-09-I, H27-10-I, R05-10-イ) の解説末尾	賠償分割は認められる (258 I ②)。	賠償分割は認められる (258 II ②)。	24/5/22
285	物権法 問508 (R04-13-オ) の解説 6行目	ればならない負担から留置権者を開放するために認められた手続	ればならない負担から留置権者を解放するために認められた手續	24/8/14
321	物権法 問621 (H30-14-I) の解説 4行目	根拠となるすぎない。	根拠となるに過ぎない。	25/11/12
419	物権法 問893 (R02-15-I) の解説 4行目	第三者意義の訴えにより、	第三者異議の訴えにより、	25/7/9
419	物権法 問897 (H26-15-I) の解説 6行目	動産を換価処分し、文はこれを適正に評価	動産を換価処分し、又はこれを適正に評価	25/9/10

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	債権法 問148 (H27-17-ア) の解説 6行目	は、公正証書を要する特則があることに注意 (456の6以下)。	は、公正証書を要する特則があることに注意 (465の6以下)。	25/7/9
80	債権法 問264 (H08-08-ア, H元-15-1, H23-16-3) の問 題 3行目	いない場合には、AはBに対して売買代金を請求することができる。	いない場合には、BはAの売買代金請求を拒むことができない。	24/7/31
103	債権法 問342 (R05-16-イ) の解説 3～4行目	特則であり、本肢のように履行の請求を受けた時から 遅滞の責任 を負うことにはならない。なお、	特則であり、本肢のように履行の請求を受けた時から 遅滞の責任 を負うことにはならない。なお、	24/10/16
105	債権法 問346 (H20-17-ウ) の解説	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる (591II)。 したがって、目的物の返還の時期の定めがある場合であっても、借主は、いつでもその返還請求をすることができる。	消費貸借の借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる (591II)。	24/11/6
108	債権法 問364 (R04-18-ア) の問題 2行目	請求権については、貸主が返還を受けた時から	請求権については、 使用貸借の 貸主が返還を受けた時から	24/11/6
108	債権法 問365 (R04-18-イ) の問題 1行目	借主が目的物の通常の必要費を支出したときは、	使用貸借の 借主が目的物の通常の必要費を支出したときは、	24/11/6
110	債権法 問366 (R04-18-ウ) の問題 1行目	借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	使用貸借の 借主が目的物の改良のための費用を支出したときは、	24/11/6
117	債権法 問389 (H28-18-イ) の解説 2行目	しなければ 賃貸人 に対抗できない旨定める。	しなければ 賃借人 に対抗できない旨定める。	24/5/22
238	家族法 問278 (H11-05-5) の問題 1行目	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	AのBに対する債権をCが譲り受けようとする場合に、	25/2/26
308	家族法 問521 (H29-23-オ) の問題	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権行使することができない。	Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の Cに対する 遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（持戻し免除の意思表示）をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分侵害額請求権行使することができない。 なお、C及びDはAの相続人である。	25/3/19

不動産登記法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
29	問70 (R03-13-オ) の解説 2 ~ 4行目	当該他人に登記完了証が通知される (不登規183 ②)。そして、この点を本間にあてはめると、登記完了証は被代位者である当該相続人に通知されるため、	当該他人に登記が完了した旨を通知しなければならない (不登規183 ②)。そして、この点を本間にあてはめると、登記が完了した旨を被代位者である当該相続人に通知しているため、	25/3/19
33	問82 (H25-19-I) の解説 5 行目	その所有権の移転の登記がされた場合、官公署の嘱託により抹消	その所有権の移転の登記がされた場合、裁判所書記官の嘱託により抹消	25/5/21
97	問206 (R02-14-ウ) の解説 5 行目	抹消を中訳することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	抹消を申請することができる (昭43.5.29民甲1830号)。	25/5/21
101	問216 (H25-13-ウ, R05-15-I) の解説	複数不動産に関する一括申請は、原則として、①登記所の管轄、②「登記の目的」、③「登記原因及びその日付」が同一である場合にすることができる (不令4)。本肢の場合は、②・③を充足しないので一括申請をすることができない。	一の申請情報によって申請をするためには、登記申請の当事者が同一でなければならないが、本肢の場合、登記の申請人が異なる。根抵当権の元本の確定の登記は、根抵当権者と設定者が共同して、又は根抵当権者が単独で申請するのに対し、代位弁済による根抵当権の移転の登記は、代位弁済をした者と根抵当権者が共同で申請する。したがって、登記の申請人が異なるため、これらの登記を一の申請情報で申請することはできない。	25/1/8
294	問737 (H23-23-イ) の問題 2 行目	あること又は受記権利者本人であることの確認を怠って	あること又は登記権利者本人であることの確認を怠って	25/5/21
295	問736 (H23-23-ア) の解説 4 行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
297	問739 (H23-23-イ) の解説 3 行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
297	問740 (H23-23-オ) の解説 2 ~ 3行目	2年以下の懲役または50万円以下の罰金に	2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に	24/10/16
363	問905 (H28-26-ウ) の解説 3 行目以降	と規定する。そして、157条3項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない(157 ①、不登規186)。	25/10/22

不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問26 (H11-18-⑨) の解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られる。本肢のCは、相続したBの持分については、74条2項の申請適格を満たさず、直接C名義の所有権の保存登記を申請することはできない。	25/4/17
11	問27 (H15-22-I) の解説	本肢のような74条1項1号と2項の規定の適用を同時に受ける所有権保存登記はできない。試験対策上、保存登記の申請書に記載する根拠条項は一つであると認識してほしい。	74条2項の保存登記の申請適格者は、表題部所有者から直接所有権を取得した者に限られ、表題部所有者の相続人からの譲受人は含まれない。したがって、本肢のCは、自らを名義人とする所有権保存登記を申請することができない。	25/4/17
62	問154 (H11-20-①) の問題5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
63	問154 (H11-20-①) の解説5 行目	CはDの登記の欠触を主張する	CはDの登記の欠缺を主張する	25/7/9
108	問291 (H10-20-⑩) の問題2 行目	合において、当該共同担保物件の一部について	合において、当該共同担保物件の一部について	25/5/21
145	問377 (H16-20-①) の解説1 行目	当初の確定期日前に根抵当権者と設定者との	当初の確定期日前に根抵当権者と設定者との	25/6/18
275	問706 (H29-26-⑨) の解説	103条1項は、委託者の住所「について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない」と規定しており、この登記の申請は、受託者の単独申請による。そのため、AとCが共同して申請する必要はない。	信託の登記において、委託者は登記事項(97①)であり、当該登記事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登記を申請しなければならない(103①)。したがって、委託者の変更の登記は、受託者が申請する。	25/1/8

会社法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
58	問178 (H04-33-1) の問題 1 行目	払込期目前に発行された株券は、	払込期日前に発行された株券は、	25/6/18
133	問401 (H10-30-ア) の解説 5 ~ 13行目	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した株主であり (469 II①)、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主（略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。）をいう (469 II②)。本肢では、簡易な事業譲渡を考慮しないとしていることから、469条1項かつて書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。そして、完全無議決権株式を有する株主であっても、株主総会を要しない場合には「反対株主」にあたりうることから、株式買取請求権を行使できないとは断言できないため、本肢は正しいとは言えない。	通知し、実際の株主総会で事業譲渡等の決議に反対した株主または当該株主総会において議決権行使することができない株主 (469 II①) であり、株主総会の決議を要しない場合においては、全ての株主（略式手続により事業譲渡等をする場合における当該特別支配会社を除く。）をいう (469 II②)。本肢では、簡易な事業譲渡を考慮しないとしていることから、469条1項かつて書に該当しないため、469条2項にいう「反対株主」にあたれば株式買取請求権を行使できる。上記から、完全無議決権株式を有する株主は、「反対株主」にあたりうることから株式買取請求権を行使できる。よって、本肢は誤っている。	25/5/21
155	問468 (H13-28-5、H08-33-1、H18-31-ウ) の正誤	○	×	25/12/10
227	問699 (H10-33-ア) の解説	株主の権利行使に関する利益供与の禁止 (120Ⅰ) に違反して利益を得た者は、株式会社に対し供与した利益の価格を返還しなければならない (120Ⅲ前段)。	株主の権利行使に関する利益供与の禁止 (120Ⅰ) に違反して当該利益の供与をすることに関与した取締役は、株式会社に対して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う (120Ⅳ・会社施規21)。	25/10/22

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
14	問35 (H06-32-2、H10-31-I、H21-32-ア) の問題 2 行目	に提出していた印鑑を	に提出していた印鑑を	25/9/10
307	問767 (H10-31-ウ) の正誤及び解説	○ 商号の譲渡による変更の登記は、譲渡人の承諾書及び商法15条1項の規定に該当することを証する書面を添付して譲受人から申請する (30 II)。そして、この承諾書について譲渡人が提出した印鑑と同一の印鑑での押印を要する (24⑦)。商号譲渡の真正の担保のためである。	✗ この譲渡人の承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（商登規52の2本文）。ただし、当該承諾書に押印した印鑑と当該譲渡人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、市町村長の作成した印鑑の証明書を添付することを要しない（商登規52の2ただし書）。	25/6/18
315	問795 (H15-31-I) の解説 2 行目	また、承認が支配人を選任したときは、	また、商人が支配人を選任したときは、	25/7/9

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
347	問895 (H03-40-3) の解説	<p>私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し(私学37Ⅰ)、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令2条2項4号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる（平17.3.3民商496号）。</p> <p>また、代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合において、理事長以外の理事が代表権を有するときは、当該理事の氏名、住所及び資格を登記する。したがって、代表権を有しない理事は登記されない。</p>	<p>私立学校法においては、理事長が、学校法人を代表し、またその業務を総理し(私学37Ⅵ)、原則として理事長のみが代表権を有する。そして、組合等登記令2条2項4号に掲げられている「代表権を有する者」として、理事長の氏名、住所を登記することになる（平17.3.3民商496号）。</p>	25/6/18

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・供託法・司法書士法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
230	問82 (H21-07-I) の問題3 行目	買受人及び賃受人から当該不動産の	買受人及び買受人から当該不動産の	25/11/12

短答過去問集

令和7年度

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
56	問17のアの解説 4行目以降	<p>したがって、目的物を持参しなかったBに対し、Aが履行遅滞による損害賠償請求をするためには、Aが債務の履行の提供することを要する。判例は、Aが約定の期日に「代金支払の準備をして待っている」といった場合、現実の提供（民493本文）をしたものとされ、その提供に先立ってその日時をBに通知すること（いわゆる「口頭の提供」、民493ただし書）を要しないとしている（最判昭32.6.27）。</p>	<p>したがって、目的物を持参しなかったAに対し、Bが履行遅滞による損害賠償請求をするためには、Bが債務の履行の提供することを要する。判例は、買主が約定の期日に「代金支払の準備をして待っている」といった場合、現実の提供（民493本文）をしたものとされ、その提供に先立ってその日時を売主に通知すること（いわゆる「口頭の提供」、民493ただし書）を要しないとしている（最判昭32.6.27）。</p>	25/12/10

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
36	「053 所有権移転失効の定めの廃止の登記」の変更後の事項	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定めの廃止	25/11/12
40	「060 相続放棄取消」の添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書）	25/7/9
41	上から5行目	(注1) 登記権利者が単独で申請する場合、提供は不要である	〈削除〉	25/7/9
105	「148 債務者の相続・合意の登記後の追加設定」の添付情報3～4行目	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	印鑑証明書（Cの市町村長作成の印鑑証明書） 前登記証明書 代理権限証明情報（B及びCの委任状）	25/3/19

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	下から10行目	吸收合併 所 滅会社の株主総会議事録	吸收合併 消 滅会社の株主総会議事録	25/9/10

2026記述問題はじめの一歩

記述問題はじめの一歩

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
45	問題文上から3行目	確認を行い、別紙14のとおり	確認を行い、別紙9のとおり	25/10/22

2026記述解法マスター

不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
26	上から1行目	別紙1	別紙2	25/9/10
26	下から8行目	(別紙1に関する別紙)	(別紙2に関する別紙)	25/9/10
77	解答例第3欄(3)の添付情報2行目	Eの登記原因証明情報	Eの登記識別情報	25/9/10

商業登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	上から3行目	別紙9のほか、	別紙8のほか、	25/8/13